

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略) 第9条 病院に、先端医療研究開発機構を置く。 2 先端医療研究開発機構に、次の部、センター及び室を置く。 医療開発部 データサイエンス部 臨床研究推進部 次世代医療・iPS細胞治療研究センター 先端医療機器開発・臨床研究センター 先制医療・生活習慣病研究センター クリニカルバイオリソースセンター 戦略・広報室 ビジネスディベロップメント室 3 (略) (後 略)	第9条 (同 左) 2 先端医療研究開発機構に、次の部、センター及び室を置く。 医療開発部 データサイエンス部 臨床研究推進部 次世代医療・iPS細胞治療研究センター 先端医療機器開発・臨床研究センター 先制医療・生活習慣病研究センター クリニカルバイオリソースセンター 戦略・広報室 ビジネスディベロップメント室 <u>国際臨床研究推進室</u> 3 (同 左) 附 則 (令和8年達示第71号) この規程は、令和8年8月1日から施行する。